

# 随意契約結果書

物品等の名称及び数量	令和6年度三角線 緑川・住吉間5k620m 付近外1跨線橋新設工事
契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	支出負担行為担当官 九州地方整備局長 森戸 義貴 〒812-0013 福岡市博多区博多駅東2-10-7 福岡第二合同庁舎7階
契約締結日	令和 6年 5月27日
契約の相手方の氏名及び住所	九州旅客鉄道(株)
契約金額 (消費税及び地方消費税含む)	¥326,634,000-
予定価格 (消費税及び地方消費税含む)	¥0-
随意契約によることとした理由	別紙のとおり
備考	

## 随意契約理由書

1. 件 名：三角線 緑川・住吉間 5k620m 付近外1 跨線橋新設  
工事
2. 履 行 場 所：熊本県宇土市城塚町外
3. 随意契約の相手方：九州旅客鉄道(株)  
福岡市博多区博多駅前三丁目 25 番 21 号
4. 随意契約適用法令：会計法第29条の3第4項及び  
予算決算及び会計令第102条の4第3号
5. 随意契約に付する理由

### 1) 随意契約に付する理由

本工事の施工にあたっては九州旅客鉄道(株)管理区域内において軌道に近接して施工する必要があるため、施工においては鉄道運行に支障をおよぼしてはならず常に安全かつ正確な施工が求められる。

このため、万が一軌道に対し何らかの変状等をきたした場合、若しくは事故等が発生した場合に緊急かつ特別な措置を講ずる必要がある。

また、運行管理上の措置と密接な連携をとりながらの施工が要求され、安全保安上の各種対策等を総合的に講ずる必要がある。

以上のことから、本工事の履行にあたって必要な知識・経験・技術力を十分に有しており、的確で円滑に工事を遂行するためには、当該鉄道管理者である九州旅客鉄道(株)が唯一の契約相手と判断するものである。

このため、本工事は会計法第29条の3第4項及び予算決算及び会計令第102条の4第3号により、九州旅客鉄道(株)と随意契約を行うものである。

(随意契約理由書作成者)

道路部 道路工事課長